



Title	報告4 中国民事訴訟制度の新しい展開 - 最高人民法院の証拠に関する最新の訴訟規則を中心として -
Author(s)	王, 亜新
Citation	北大法学論集, 54(6), 227-240
Issue Date	2004-02-27
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15266
Type	bulletin (article)
File Information	54(6)_p227-240.pdf



[Instructions for use](#)

中国民事訴訟制度の新しい展開

——最高人民法院の証拠に関する最新の訴訟規則を中心として——

王 亞 新

はじめに

裁判実務の現場で「審判方式改革」が推進されてきた中国の民事訴訟は、ここ数年來、制度面においても大きな変化が起こりつつあった。この制度的な変貌は立法機関の制定法改正によるものよりも、裁判所たる人民法院が作った訴訟規則およびそのベースをなしている実務によって突き上げられたところで現れたといつてよいだろう。つまり、現行法は一九九一年に採択された民事訴訟法のままであるが、最高人民法院が「司法解釈」

の名で出してきた一連の訴訟規則を通して、中国民事訴訟の制度的枠組みはすでに大きく現行法のそれからはみ出ており、何か一つ新しいものを形成しつつあるかのような観を呈してきた。本稿は、最高人民法院が二〇〇一年末に通過して二〇〇二年四月から実施した「民事訴訟証拠に関するいくつかの規定」（以下では「証拠に関する規定」と略称）という訴訟規則を考察の中心とし、実証調査を通して得た知見にも照らして、こうした実務的なルールによって中国民事訴訟の制度はいかなる変貌を遂げており、あるいは遂げて行くのか、その意味をどう理

解すればよいか、などの問題を取り上げる。そして、最後に今回の研究会の趣旨に即して東アジアの法という大きなコンテキストの中に、中国法の一領域で起こったこうした変化はどのような位置づけを与えられうるかを考えてみる。

一、最高人民法院の一連の訴訟規則とその背景

中国の現行民事訴訟法が一九九一年に成立してからも、最高人民法院はその具体的な適用をめぐってさまざまな訴訟規則を作り、法院内外に公布・通達し続けてきた。⁽¹⁾このような規則は、個別的な問題に関するものを除いて一般的なルールの類に限ってみても、その主なものはかなりの数にのぼった。代表的な例としては、「中華人民共和国民事訴訟法の適用に関するいくつかの問題の意見」（一九九二年七月）、「民事経済審判方式改革の問題に関するいくつかの規定」（一九九八年七月）、「公開審判制度の厳正な実施に関するいくつかの規定」（一九九九年三月）、などが挙げられる。そして、今回の「証拠に関する規定」はこうした一連の実務的なルールの延長線上にあり、まさしくその一つの終着点ともいえるものであろう。

これらの訴訟規則は、民事手続法規範の細分化を図り、ある

いは空白を埋める、いわば実務運営の具体化という通常の機能を果たすだけでなく、中国の場合にはむしろ制定法が予定しなかったやり方ないし原則を裁判制度に付け加えたり、時にはもともとの規定を置き換えてしまう、といった作用の方が目立っている。全体の趨勢として、裁判所の規則にもたらされた制度的な枠組みのこうした動きは、裁判官の職権を抑制し、当事者により厚い手続保障を与える方向に傾いてきた。例えば、「民事経済審判方式改革の問題に関するいくつかの規定」において、「合議体の構成員あるいは単独制の裁判官は法廷を開く（口頭弁論期日の）前に一人で片方の当事者あるいはその訴訟代理人に会ってはならない」（第六条）という明文のルールがはじめて設けられて、中国の法院でかつて広く見られた法廷外での事前調査という職権主義的な裁判慣行を正面から否定した。また、「公開審判制度の厳正な実施に関するいくつかの規定」では、「審理が公開すべき事件が公になった法廷で口頭弁論がなされていなければ、そのこと自体が上訴および再審に当たって判決取り消しの事由とされる（第七条）。このルールも、手続規範の違反が事件の実体的処理に誤りをもたらしてしまう場合にしか判決取り消しの事由にならない、という現行法の枠組みを突き破ったといえよう。

このような動きには二つの背景がある。その一つは、各地の法院が裁判実務の現場で訴訟手続に対して行っているさまざまな改革の試みであり、もう一つは学者の論文や実務家の見聞録などを通じて諸外国の民事訴訟制度や理論に関する大量の情報が流入しているという事情である。実務レベルでの訴訟改革は、十数年前に事件負担の軽減を図るため、当事者の証拠提出責任を強調し職権探知の裁判慣行を見直そうとした、いわば単なる裁判所側の効率性向上という視点から始まったのだが、やがてそれが当事者に対する手続保障や裁判官の形式的な中立性の重視など、いわゆる「手続的正義」により表現される諸価値の追求へと発展してゆき、中国の民事裁判を支えてきた従来の正統性基盤を置き換えようとしているところまでにとどり着いた。⁽⁴⁾ こうした改革のプロセスにあいまって、またその動きに多大な影響を与え続けてきたのは、かつて経験したこともないほどの広範囲で大規模な比較法知識の提供と蓄積である。空前の翻訳ブームの中で特に日本と米国の民事訴訟関係の書物が多数出版されて、台湾学者の民事訴訟法教材や著作の多くも中国語のままで広く読まれている。⁽⁴⁾ そして民事訴訟関係の学術論文の中でも比較法的なアプローチが定着しているように思われる。こうした情報の紹介と吸収を通して徐々に、中国の学者と一部の実

務家は「デュー・プロセス」などの理念や「弁論主義」などの訴訟法原則に慣れ親しんできた。

実務の現場における訴訟改革の試みと学問的世界での情報伝播は、互いに影響し合いつつ、職権主義的裁判慣行の弱体化と当事者の主体性や訴訟権利の尊重および自己責任の強化といった方向へ民事訴訟の制度的変遷の流れを大いに促進してきたが、この流れを根底から方向付けたものは、やはり変化してきたさまざまな経済的社会的条件であり、大規模な市場経済形成の中で新たに現れた、裁判の公正さや効率性に対する一般的な要請であろう。そして、こうした社会的要請にこたえるべく、上述した一連の訴訟規則の基本的な趣旨を汲んで、それを一つにまとめたのが、ここで取り上げる「証拠に関する規定」である。以下では節を変えて、この規則によって示される手続の枠組みや発想は、どのような点において現行法や従来の支配的な学説から掛け離れているのかを紹介する。

二、「民事訴訟証拠に関するいくつかの規定」の主な内容

この最新の訴訟規則は、当事者の挙証責任や時期遅れの証拠

提出についての失権効果、法院による証拠収集とその範囲の限定、証拠調べや事実の認定などといった、六つの部分に分けられて八三の条文からなる。証拠および証明についてのルールを中心としながらも本規則には、民事訴訟制度全体の枠組みやその根幹に深くかかわって訴訟構造の根本的な組み換えを意味するものが含まれている。従来の発想や制度のそもそもの趣旨と違うという「新しさ」の視点から、その主要な内容を列挙すれば、およそ次の点があるだろう。

1、証明度あるいは証明の法定基準として、従来のいわゆる「客観的真実」に代えて「法律的真実」の概念が正面から打ち出された。本規則第六三条は、証拠により証明できる事実のみ裁判の基礎になると規定している。それは、「民事訴訟は客観的絶对的な真実の追求を目標とする」といった現代中国に従来の特有な「実体中心」のイデオロギーを捨てて、「法律真実」をもって発想転換の実現を意味するのだと解説された。

2、上記の発想転換によって挙証責任の概念もすっきりして、「行為的」あるいは「主観的」だけでなく「結果的」あるいは「客観的」なレベルまで貫徹させることになった。本規則第七三条は、「当事者の双方が同一の事実に対して互いに矛盾する証拠を提出したものの、いずれもが相手の証拠を否定するのに

足りない場合には、人民法院は事件の状況を総合して吟味したうえ、片方の当事者が提出した証拠の証明力は他方のそれより明らかに大きいとか否かを判断し、証明力が比較的に大きい側の証拠を採用する。証明力の判断不能により争われる事実が認定できない場合に、人民法院は挙証責任の分配に基づいて裁判をする」とはっきり規定している。

3、本規則においてはじめて、法院の職権による調査や証拠収集がいわゆる公共利益にかかわる事実と純粹の手續的な事項に限られるとした（第一五条）。定まったいくつかの条件を満たせば、当事者は法院による証拠収集を申請することもでき、申請、審査および収集の手續が規定された（第一六一―一二条）。この法院に対する証拠収集の当事者申請も、今回始めて具体的に制度化されたものと理解されよう。

4、本規則三三条は、当事者の証拠提出について人民法院にその期限が指定できるとし、同三四条は時期遅れの証拠提出に対して失権の効果を規定している。すなわち、期限内に提出すべき証拠が正当な理由なしに提出されない場合には、当事者が証拠提出の権利を放棄したものと見なされて、その後、証拠が出されても原則として受け付けられない、という手續が設けられている。起草者の解説によれば、これらの規定は中国の民事

訴訟においてもかつて通用していた証拠のいわゆる「隨時提出主義」を改めるもので、両当事者間の活発な攻撃防御を促し、不意打ちを防ぐ効果が期待されうるといふ。

5、その他には目新しさがあつてしかも重要な内容として、たとえば自由についての規定(第八条)、非法的に収集した証拠の証拠能力に関する規定(第六八条)、交互尋問の採用可能性を示唆する証人による証言様式の規定(第五五条)などが挙げられよう。

以上で紹介した内容はいずれも直接的に証拠規則の形をなしているのだが、民事裁判の制度的枠組みや訴訟構造の全体にも深く関係していることが明らかである。この訴訟規則を通して、中国民事訴訟の枠組みは、大陸法系におけるドイツや日本流の弁論主義に相当する法原則および制度を大幅に取り入れ、アメリカ訴訟法のような二段階構造へも歩み寄ってきていると言えよう。こうした位置づけが可能なのか否かは、次に中国民事訴訟制度の最近までの展開をフォローしながら検討したい問題である。

三、弁論主義の受容

前世紀五〇年代から中国の民事裁判は、主張のレベルでも証拠のレベルでも職権探知の裁判慣行を広く行っており、弁論主義のような原則や制度をむしろ積極的に否定しようとしてきた。⁽⁶⁾つまり、当事者の取り上げない事項を法院は取り上げてもよく、双方の当事者が一致して認めるところに法院は別の認定をしてもよく、法院は自ら進んで証拠を収集してもよい、といったような「弱い」職権探知主義に止まらず、「客観的な真実」の追求が必要があれば、法院はすべての事項を取り上げるべく、当事者の合意と違う事実認定をすべきであつて、自ら事案を調査して証拠を収集しなければならない、という考えは当時の中国において民事裁判の実務と学説を支配していた。こうしたような訴訟実務は「超」職権主義と呼ばれるわけである。⁽⁷⁾

しかし、改革開放後の八〇年代後半になると、裁判実務の現場から半ば自発的にいわゆる「民事審判方式の改革」が始まり、当事者の举证責任を強調して職権探知の慣行によりもたらされた法院の過大な負担の軽減を図ってきた。制度面においては、一九九一年に成立した現行民事訴訟法の第六四条が一項で「当事者は自らの主張に対して証拠を提出しなければならない」と規定し、二項では、当事者が「客観的な原因で自ら収集できない証拠」と法院が「事案の審理に必要」と考える証拠について、

やはり法院はそれを調査・収集すべきだとしている。この二項に規定される内容に対して、最高法院は翌年七月に通達した「民事訴訟法の適用に関するいくつかの問題の意見」という「司法解釈」の中でさらに、「法院が鑑定あるいは現場検証を必要だと考える」こと、および「当事者の双方により提出された証拠が互いに矛盾しあつて事実の認定ができない」ことを職権による調査・証拠収集の事由として付け加えた（第七七条）。だが、一九九八年に出された「審判方式改革の問題に関するいくつかの規定」においては、上述した職権調査の事由がほぼ維持されたものの、「客観的な原因で当事者に自ら収集できない証拠」については、当事者あるいはその訴訟代理人が法院の調査・収集および証拠の所在などの手がかりを申し出る必要があるとされた（第三條一項）。つまり、この訴訟規則によって証拠申請の制度がはじめて導入されて、その結果、論理的には上記の種類の見取集はもはや法院の職権によるのではなく、当事者の訴訟行為に属するものになつたと理解されるべきであろう。

こうした規則を受け継いで、最近の「証拠に関する規定」では、法院の調査・証拠収集が公共利益や手続に関する事項を除いて、すべて当事者の申請によらなければならないとされた（第一五、一六条）。すなわち、「本来の」職権調査が公共利益にか

かわる事柄と手続的事項に限定されたうえ、すべての証拠はなるべく当事者がそれを収集し提出すべきとし、収集できないものについても法院に対してその力を借りての調査・収集を申し出なければならぬ、ということである。そして、この申し出ができる事項の範囲、申請とその審査、調査の手続などがやや詳細に規定されている（第一七―二二条）。特に鑑定については、従来、法院の職権による決定が原則とされてきたが、今回の規則に至ってはそれが、当事者の申請に基づいて行われるべきだと定められるようになった（第二五、二六条）。これらの規定内容から見れば、証拠レベルにおいては弁論主義、ないし「証拠の当事者提出主義」といったような法原則が中国の民事訴訟にはば妥当することになつたと結論付けても差し支えないだろう。

制度面において上記のように事態の推移があつたのだが、実務での運営は実際にどのような状況だろうか。データが限られているものの、いくつかの法院において筆者らが行つた実証調査の結果によれば、証拠の当事者収集・提出はすでに原則となり、法院の職権による調査・収集はそれをおぎなう程度で補充的なものにすぎない、というような状態が訴訟実務の中にかなり定着しているようである。調査の対象として三つの中級法院

における最近三年間の民事一審既済事件からランダム的に抽出した数百件のサンプルのうち、地域差があるとはいえ、職権による調査・証拠収集があるものは全部で五〇案件ぐらいであり、それぞれの法院でサンプルのわずか一〇％ないし二〇％を占めるにすぎない⁽⁸⁾。こうした状況がかなり一般的になっていることは、裁判官や弁護士などの実務家に対する聞き取りやインタビューによっても裏付けられた。

他方、主張レベルでの弁論主義に関しても、今回の訴訟規則はかなり踏み込んだ規定を新たに設けた。それは自由に関する制度の導入である。一九九八年の審判方式改革に関する訴訟規則の中で、すでに「当事者が争わない事実に対して証拠の提出やその反駁・チェックを不要にする」(第九条二項)といった内容の規定が断片的に見られたものの、自由の制度はやはり最近の証拠に関する規則に至ってはじめて設けられるものである。この規則は第八条一項で、「一方の当事者は相手の陳述した事件の事実を明確に認める場合、(その事実を主張した)他方の当事者が証拠の提出を免れる。ただし、身分関係の事件がこの限りでない」としたうえ、続いて二項や三項で黙示の自由、代理人による自白の効力、自白の撤回や取り消しなどを規定している。さらに同規則の第七四条に、「訴訟の過程において当事

者が訴状、答弁状、陳述および代理人の代理書面の中で自らに不利な事実や証拠を認める場合、人民法院はそれをその通りに認定しなければならない。ただし、当事者が翻意してしかもそれ(自白事実)を覆すのに足りる反対の証拠がある場合は、この限りでない」という明文がある。

弁論主義の定義には通常、「当事者が主張しない主要事実は、裁判所がそれを判決の基礎として取り上げてはならない」、「当事者間に争いのない事実は、裁判所がそれに反する認定をしてはならない」、および「証拠は当事者によつて提出あるいは申請されなければならない」といった三つのテーゼが含まれると説かれている⁽⁹⁾。これらの概念装置をもつて以上紹介してきた訴訟規則の内容を考えると、中国の民事訴訟はすでに制度面から後者の二つのテーゼをほぼ受容しているといえよう。ただ第一のテーゼについては、なお明文の規定がなく、そのような規範意識もはっきりしていないようである。そのため、民事訴訟法の学説には「訴訟資料」と「証拠資料」の峻別や「主要事実」と「間接事実」の区別などの発想がまだない。今後、この第一のテーゼも中国の民事訴訟に受容されるだろうか。上記の実務的なルールが弁論主義の内容を取り入れてきたプロセスは、ドイツや日本民事訴訟の枠組みから大きな影響を受けたことが

明らかである。⁽¹⁰⁾ 弁論主義における第一のテーゼについても数少ないものの、的確な紹介が学者によってなされたため、一般的に知られているはずである。⁽¹¹⁾ 問題は、これから第二や第三のテーゼが実務に浸透していくにつれて、第一のテーゼをも受け入れる現実の必要性が一般的に感じられるかどうか、ということにある。その成り行きは、三つのテーゼをつなく内在的なロジックと関連しており、現在の中国における民事訴訟実務と社会変動との相互作用にも深くかかわっているはずである。中国民事訴訟制度における弁論主義の行方は、これらの理論的、実践的な問題の考察に一つの興味深い切り口を提供してくれるかもしれない。

四、「挙証時限」と訴訟構造の変化可能性

今回の証拠に関する規則が導入したもう一つの重要な制度は、当事者による証拠提出の期限たる「挙証時限」およびその期限を守らない場合の失権効である。本規則の三三三条は、法院が審理状況に鑑みて当事者に対して証拠提出の期限を指定できるとし、当事者の双方も協議によってその期限を決められると規定している。以下の各条文において、期限が過ぎてから提出する

証拠が時期遅れの攻撃防御方法として退けられる効果や、挙証期限の延期およびその条件、法廷（正式の口頭弁論期日）を開く前に両当事者が集まって行う「証拠交換」というセッションおよび「挙証時限」との関係、などの事項や手続が定められている（第三四―四〇条）。そして、第四一条から四六条までの部分では、失権効はさらに上訴審や再審に広げられたうえ、その効果を阻却できる例外として「新しい証拠」の定義、要件や提出の手続などが規定された。

本規則の関係条文およびその解説によれば、「挙証時限」は二種類がある。⁽¹²⁾ 一つとしては、法院が訴状を受け付けてから原告にその受理を知らせ、被告に訴状と応訴の通知を送付する際、両当事者あるいはその一方に対して証拠提出の期限を指定する場合である。そして、当事者が訴訟内でのコミュニケーションを始めてから互いの協議を通して自ら決める証拠提出期限、あるいは訴訟過程において法院が手続の進行状態と時機などを見て当事者と相談したうえ指定する期限は、もう一種類の「挙証時限」であろう。前者は、「民事審判方式改革」の中で広く試みられてきた訴訟実務に基づいて規定されるものだと考える。つまり、当事者の挙証責任を強調する法院は、当事者の不慣れや弁護士不在など、中国で一般的な実情に対応するため、両

当事者に対してどのような証拠をいかに収集・提出するかを教えようという「挙証指導」を案出し、かつ広く運用している。多くの法院でよく見られる一つのやり方は、原告と被告がそれぞれ提出すべき証拠として、異なる種類の法律関係の内容とする民事事件の多様な性格や特徴に対応して類型化した証拠の一覧表を事前に作っておいて、訴訟の係属と同時に両当事者にその定型的な書面を送る、ということである。こうした書面の中に三十日を下らない程度の証拠提出期限を盛り込むことができるといのが、今回の規則で設けられる「挙証時限」の一つの趣旨になる。

これに対して、後者の「挙証時限」は完全に新設したものであろう。ただし、両当事者あるいは法院は訴訟展開のプロセスの中で適宜、提出すべき具体的な証拠やその提出期限を決められるとはいえず、原則としてその時点も法院(口頭弁論期日)を開く前に限定されている。そして、アメリカ民事訴訟の開示手続(discovery)からヒントを得て、一部の法院で行われてきた「証拠交換」の試みが今回の訴訟規則によって明文化されるに至ったが、こうしたセクションを予定する場合は「挙証時限」を両当事者が証拠を交換する日にしなければならないという規定(第三八条)も、法院を開く前になるべくすべての証拠を固

定しておこうという趣旨である。いうまでもなく、これらの規定は法院を開いた後の失権というサンクションをもって当事者に早期の証拠提出を促進ないし強制させる効果を狙っている。

上記の「挙証時限」をこうした程度の制度化に至らせた根本的な原因は、中国民事訴訟の基本構造レベルで起こった変化にあると思われる。中国の民事訴訟が従来、「法院と両当事者」のような構図を基本とし、しかも職権探知や当事者に対する説得、教育など、法院の主導権によって動かされてきた。しかし、「審判方式改革」を通じて訴訟進行は当事者間の攻撃防御にその重点を移し、手続きの基本的な構図が「原告と被告」に変わっていくにつれて、当事者双方の訴訟行為に対する手続規範の調整も徐々に実務の関心事になりつつあった。「挙証時限」に関する今回の規定が、当事者に積極的に早期の証拠提出を強力に促し、充実した攻撃防御を実現しようとすることは明らかであり、まさに当事者間における攻防の調整を具体化するためのルールである。中国の法院でもあえてそのようなルールを敷いたことは、当事者の主体性の樹立を前提にして厳しい自己責任の貫徹を要求する、いわばより徹底した当事者主義的な発想の存在を示しているように思われる。

同じく訴訟構造に深くかかわるが、「挙証時限」制度の新設

に関するもう一つの背景は、公開の法廷における弁論とその準備のあるべき手続への模索にあるといえよう。公開審判や口頭弁論の形骸化という従来の問題を解決し、審理の効率を上げるために、人民法院は民事審判方式改革の中で試行錯誤を重ねてきた。一時期、第一回口頭弁論期日の早期指定に相当する「直接開廷」という試みが多くの法院で流行ったものの、準備不足で充実した口頭弁論を実現できず厳しい批判を招いた経緯があった。結局、「証拠交換」などを経て周到な準備をした上、

この比較法情報にさらされて、その影響を受け続けた。このことについては、今回の訴訟規則に関するどの解説書を読んでもすくなくずける筈である。

法廷を開き、なるべく一回で結審しようという発想が現在の支配的な考えになっている。今回の訴訟規則には、「举证時限」の新設でこうした考えの訴訟実務への浸透や定着を図る狙いがあるに違いない。この規則により描かれる訴訟段階の構図に従えば、口頭弁論の前に当事者が主張と証拠を出し尽くし、正式の法廷を開くと基本的に新たな証拠提出が失権効によって遮断されて、一回の口頭弁論期日だけで大半の事件を片つけることが可能になる。こういう構図は明らかに、アメリカの、あるいは近時のドイツや日本の民事手続法においても基本とされる二段階の訴訟構造によく似ている。事実、中国の法院がこのような訴訟構造を模索してきた改革の試みも今回の規則を立案した過程も、ずつと米国や日本などの外国から伝わって来た民事訴

とここで、当事者主義の発想を背後に控え、明快な二段階構造を目指す「举证時限」の規定は、本当に中国社会の土壌に根を下ろして民事訴訟を根底から変えることができるだろうか。この問題に対する答えは、おそらくすんなりと「イエス」になるわけではないだろうと思う。当事者の積極的で適切な証拠収集およびその早期提出が大変な弁論能力を要求し、厳しい失権効による訴訟追行の怠りへの制裁もこうした能力の具備を前提にしてはじめて正当化されうる。しかし、中国の民事事件における当事者の多くは弁護士をつけることもできず、十分な弁論能力を備えるかどうか疑わしい。このような当事者に対して、しかも手続的な正義より紛争の実体的解決を重んじる社会通念の下では、法院は失権効の制裁を頻繁に発動しうるだろうか。

と同時に、実務における口頭弁論の状況などから見れば、二段階的な訴訟運営が主流になるまでには大変困難で遠い道のりが予想されうる。上述した筆者らの調査によってわかった一つのことが、多くの法院では正式に公開の法廷を開く前後に複数の非公式的なセッションがあり、そこで裁判官が当事者の双方

の比較法情報にさらされて、その影響を受け続けた。このことについては、今回の訴訟規則に関するどの解説書を読んでもすくなくずける筈である。

を簡易な方法で呼び出し、弁論や事情の聴取、証拠のチェックないし調停を行う、といったやり方の一般的な存在である。このような状況は、口頭弁論の一体性における複数の期日、というドイツや日本民事訴訟の枠組みに近く、中国法と大陸法との親和性を物語る一つの証拠にもなりうるかもしれないが、問題は、中国の訴訟実務における上記の非公式的なセッショングがしばしば、当事者に一般公開ないし当事者公開などの基本的な手続保障を与えていない、というところにある。今回の「挙証時限」に関する訴訟規則との関係から見ると、実務はもし本当に上記のような訴訟運営を広く行っており、そのやり方にすっかり馴染んできたとすれば、違う明文のルールが出たといつても、すぐそれを改めて二段階構造をすんなりと受け入れるとは、ちょっと考えにくいだろう。

他方においては、上述したさまざまな困難や問題があるにもかかわらず、経済発展や都市化の加速など、社会条件が急速に変わり、弁護士による訴訟代理がますます一般的になり、当事者の自己責任に関する社会意識の更なる変化も期待される状況の下では、より徹底した当事者主義と新しい訴訟構造への模索を意味する「挙証時限」制度の新設はやはり大変有意義なものである。今回の訴訟規則は実施に移ってからまだ日が浅く、こ

れから実証調査などを通じて訴訟実務におけるその適用の実態を明らかにする必要があるだろう。これらのルールは実践のテストにどれだけ耐えるか、あるいはそれがどこまで実務に浸透することが可能で、どのような困難とぶつかるか、などの問題が今後、中国民事訴訟法の本格的な改正事業や裁判制度全体の動向、ないし中国社会における法治の行方を占う一つのポイントになると考える。

五、結びに代えて

以上、中国民事訴訟のやや狭い専門分野に限って、その現状や動向を大雑把な形で紹介してきたが、最後に東アジアの法という大きなコンテクストの中でそれにどのような位置づけを与えるか、という問題をごく粗略に考えてみよう。

地理的には、東アジアを沿海と内陸に分けるとすれば、いうまでもなく日本と韓国は沿海に位置しており、中国は沿海部以外に東アジアの広大な内陸部を擁している。従来は、この地理的な区分を文明論と結びつける議論があり、さらにこうした視角から中国の近代化やその試練を捉える試みがなされた。⁽¹³⁾ そこでこの議論は大体、「海の中国」と「陸の中国」を分析的に區別

した上、それぞれ西洋文明を受け入れやすい部分と伝統の文明に固執し外来の影響を拒否しがちな部分と性格づけて、場合によって近代以来の中国が経験した危機や挫折を「海の中国」が「陸の中国」に飲み込まれたためだと説明したりする。

本稿の内容はこうした議論の枠組みを使って整理することが可能かもしれないと考える。つまり、中国民事訴訟制度の最近の動向として、経済成長や社会の市場化、都市化などの近代化的な進展を背景とすること、手続的正義や弁論主義などの概念、原則や発想に関する法情報の影響を海外から受けたこと、などが法の領域において「海の中国」の展開を示しているといえよう。他方では、制度面に関するこのような動きが社会実情との間で深いギャップに悩まされて、必ずしもうまく実務に浸透していくわけではないということは、「陸の中国」との矛盾や衝突を反映すると捉えられるかもしれない。しかし、「海の中国」と「陸の中国」という枠組みをもってそれぞれに西洋と伝統、近代と非近代、理想と現実、ないしグローバルゼイションとアンチ・グローバルゼイションなどの二項択一的な概念を象徴させて、両者の間に対立のみがあると考えるならば、それは一面的な見方にもなりかねないと考ええる。「海の中国」と「陸の中国」との相克、矛盾は衝突や妥協の繰り返しのみならず、何か西洋で

も東洋でもない新しいものを生み出せるかもしれない。あるいは、「海の中国」は結局、「陸の中国」を克服するものの、大きな抵抗や複雑な葛藤を経たため、より底の深くより堅実な文明を東アジアの中で築き上げるかもしれない。今後、この視点からも中国民事訴訟の制度と実務はどのような更なる展開を見せ、いかなる帰結をもたらしうるかなどの動向を検証すべきであろう。

注

(一) 中国では人民法院が作ったこのような規則は、多くの条文からなる法規の形をなしているにもかかわらず、立法院の授權による裁判所の規則制定権に基づくものではなく、「司法解釈」と位置づけられている。こうした位置づけは中国に独自の憲法体制に由来し、司法機関たる人民法院が規範を作れず、「規範の解釈」だけを許されるという觀念が存在することを意味する。ただし、「司法解釈」は最高人民法院にしかない権限であり、その権限に基づいて作ったルールは全国の法院を拘束する法的な効力を有していると考えられる。詳しくは、張志銘「法律解釈操作分析」『解釋權和解釋體制：中国的實踐和問題』中国政法大學出版社、一九九九年、一二二—一二五九頁參

照。ここでは一応、こうしたルールは裁判所の制定した訴訟規則に相当すると理解してもらっても大きな差支えないだろうと考える。

(2) この最新の訴訟規則について、二〇〇一年末に公布された当時、条文だけでなく起草者の記者会見やインタビューによる説明も新聞などに掲載された。その後、最高人民法院の関係者が著したいくつかの注釈書が出版された。代表的なものとして黄松有編『民事訴訟証拠司法解の理解と適用』中国法制出版社、二〇〇二年三月・玉謙編『最高人民法院關於民事訴訟証拠的若干規定釈義と適用』中国民主法制出版社、二〇〇二年二月、などが挙げられる。特に起草グループのリーダーを務めた黄松有氏の編集した注釈書が、公布当時の説明や上述した一連の訴訟規則をも収録しているので参照には大変便利である。

(3) 中国の民事訴訟実務における「審判方式改革」の発端や経緯、および当面の帰結について、王亜新『中国民事裁判研究』東京・日本評論社、一九九五年、五二一―六三頁・同『社会変革中的民事訴訟』北京・中国法制出版社、二〇〇一年、一一三―〇頁参照。

(4) 日本人学者の著作の翻訳のみを筆者の知っている限り列挙すれば、兼子一、竹下守夫、谷口安平、棚瀬孝雄、高橋弘志、三月章などの諸教授による専門書、教科書あ

るいは論文集が出版されており、日本新民事訴訟法の中国語翻訳もすでに出されている（白緑絃訳『日本新民事訴訟法』中国法制出版社、二〇〇〇年）。

(5) 最高人民法院副院長たる曹建明氏による記者会見での発言。前掲、黄松有編注釈書四〇六―四〇七頁参照。

(6) 日本民事訴訟法学界の通説に従えば、訴訟追行をめぐる裁判所と当事者の権能や責任の分担を請求、主張と証拠収集・提出といった三つのレベルに分けて、処分権主義は前者の請求レベルに妥当し、弁論主義は後者の二つのレベルにいずれも妥当する。新堂幸司『新民事訴訟法』弘文堂、二〇〇〇年、二七九―三八七頁参照。もっとも、谷口安平教授は弁論主義の適用範囲を主張レベルに限定したうえ（あるいはそれを「広義の弁論主義」と呼んで）、証拠のレベルについては別に証拠当事者提出主義の原則を立てるべきだと説いている。谷口安平『口述民事訴訟法』成文堂、一九八七年、一九六―一九七、二〇一―二〇二頁参照。

しかし、中国民事訴訟法の制度と学説は従来、法院の職権による事案調査や証拠収集を当然の事柄とし、主張ないし請求のレベルにおいても法院の審理範囲が事案の「客観的な真実」のみにあり、当事者の訴訟行為に拘束されえないと公言してきた。中国民事訴訟における当時の実務やその背後にある発想を「職権探知方式」に定式

化するものとして、前掲、王亜新『中国民事裁判研究』九一—七頁参照。

(7) この呼び方について、王華「試析民事訴訟中超職権主義的現象」中外法学一九九一年第一期参照。

ただし、留意すべき点として、こうした「超職権主義」的な訴訟進行が調停による事案終結あるいは解決案の當事者同意と構造的に結び付けていたため、中国民事訴訟の実務は単に「職権探知主義」というラベルを貼ることで片付けられないものである。その構造的な複雑さについて、王亜新「民事訴訟与発現真実」清華法律評論第一号、一九九八年参照。

(8) 王亜新ほか「關於中級法院民事一審程序運作狀況的調查報告」(二〇〇二年八月上旬に北京で開いた比較民事訴訟国際シンポジウムに提出、未刊)参照。

(9) 例えば、前掲、新堂幸司『新民事訴訟法』三八二—三八七頁・谷口安平『口述民事訴訟法』一九六一—一九七頁参照。

(10) 実務家の手による訴訟規則の注釈書の中でも、「弁論主義」や「釈明」などの概念がそのまま多用されているほど、そのような影響は明確に看取されうる。例えば、前掲、黄松有編『民事訴訟証拠司法解釈的理解与適用』七六、一〇六一—一〇七、二〇〇頁など参照。

(11) 例えば、張衛平「我国民事訴訟弁論原則重述」法学研

究一九九六年第六期・同『訴訟構架与程式』清華大学出版社、二〇〇〇年、一五一—二〇〇頁参照。

(12) 前掲、黄松有編『民事訴訟証拠司法解釈的理解与適用』一九一—一九三頁参照。

(13) このような議論については、例えば、日本の学界に浜下武志氏の著書があり、中国では、テレビドキュメンタリー『河殤』がかつて有名であった(ただ、そこでは海水と土の色をそれぞれ象徴する「青い文明」と「黄色の文明」という表現が使われた)。